

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）
は、次の条項により契約を締結する。

（業務委託の概要）

第1条 甲は、（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務（以下、「業務」という。）を別添（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和7年2月14日（金）までの間に業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、※_____する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（作業上の責任）

第7条 乙は、この契約により、乙の作業に従事する者が甲の敷地内においてなす業務上の行為はすべて乙の責めとし、業務上負傷し、又は死亡した場合も、すべて乙の責任において措置するものとする。

（事業計画書の提出）

第8条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を

受けるものとする。

（事業計画の変更）

第9条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、業務の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払いを委託料精算払請求書（様式第4号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（前金払）

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払いすることがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

（契約金額の変更）

第14条 この契約締結後、諸材料の価格、労務費、その他に変動を生じ、契約金額を増減する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号にいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

（1）この契約に違反したとき。

（2）業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第17条 乙は、業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、業務の関係書類を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中 村 時 広

乙

様式第 1 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務について、委託契約書第 8 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙 1）
- 5 その他
 - ・（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分スケジュール（別紙 3）

様式第2号（第9条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務変更計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙1）
- 5 その他
 - ・（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分スケジュール（別紙3）

（変更のない項目については、省略することができる。）

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事様

住 所
法人名
代表者職氏名

（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支決算書（別紙2）
- 5 その他

様式第 4 号（第12条関係）

令和 年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体
・処分業務について、委託契約書第12条の規定により、下記のとおり請求します。
記

一金 円也

（内訳）	委 託 金	
	金	円也
	前金払受領済額	
	金	円也
	今 回 請 求 額	
	金	円也

様式第 5 号（第13条関係）

令和 年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した、（旧）野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務について、委託契約書第13条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

（内訳）	委 託 金	
	金	円也
	前金払受領済額	
	金	円也
	今 回 請 求 額	
	金	円也
	残 額	
	金	円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

(別紙 1)

(旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務に係る収支予算書

(収入)

科 目	単位	数量	単価	金額
県委託料				
収 入 合 計				

(支出)

項 目		単位	数量	単価	金額
焼却炉の解体・処分					
内 訳	焼却炉運搬				
	ダイオキシン類含有率事前分析				
	付着物除去・解体				
	環境測定				
	解体廃棄物の処理				
	その他				
支 出 合 計					

本書は、(旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務に係る収支予算書の原本に相違ありません。

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名

印

(別紙 2)

(旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務に係る収支決算書

(収入)

科 目	単位	数量	単価	金額
県委託料				
収 入 合 計				

(支出)

項 目		単位	数量	単価	金額
焼却炉の解体					
内 訳	焼却炉運搬				
	ダイオキシン類含有率事前分析				
	付着物除去・解体				
	環境測定				
	解体廃棄物の処理				
	その他				
支 出 合 計					

本書は、(旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務に係る収支決算書の原本に相違ありません。

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名

印

(別紙 3)

(旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務スケジュール

項目 \ 期間	月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
焼却炉の運搬						
ダイオキシン類含有率事前分析						
付着物除去・解体作業						
環境測定						
解体廃棄物の処理						
作業完了の報告						
(記入例)						

※は適宜追加・修正してください。